

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

（発注者）立川市長 殿

（債権譲渡人）
所在地
商号又は名称
代表者職氏名



（債権譲受人）
所在地
名称
代表者職氏名
（担当者）職・氏名
TEL



債権譲渡人は、立川市（以下「市」という。）との間で締結された下記工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）に基づく下記譲渡対象債権を、債権譲受人に、債権譲渡人と債権譲受人との間で締結された 年 月 日付信託契約に基づき信託譲渡することになりましたので、工事請負契約約款第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

また、下記譲渡対象債権の支払いにつきましては、後日通知する振込口座にお振込くださいますよう依頼します。

なお、工事請負契約上の受注者の債務は、債権譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される債権譲渡人の工事代金債権の範囲は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負契約約款第30条第2項の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する工事請負代金から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第46条第1項の既済部分の検査に合格し引渡した既済部分に相応する工事請負代金から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

- (1) 工事件名 _____
- (2) 工事場所 _____
- (3) 契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- (4) 工期 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
- (5) 契約金額 金 _____ 円（申請日現在）
- (6) 支払済前払金額 金 _____ 円

- (7) 支払済中間前払金額及び部分払金額 金 円
(8) 工事進捗状況 年 月 日現在 %
(9) 債権譲渡額 金 円 (申請日現在見込額)
※ (9) = (5) - (6) - (7)

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)の契約金額は変更契約後の金額とします。この場合は、債権譲渡人及び債権譲受人は、速やかに工事代金債権計算書を市に提出します。

- 2 債権譲渡人は、上記工事の譲渡対象債権について、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。
- 3 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡対象債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 4 債権譲渡人の下請企業等の保護に関しては、債権譲渡人が責任を持って行い、市には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 5 債権譲渡人及び債権譲受人は、本債権譲渡が、債権譲渡人の当該工事の施工に必要な資金の調達又は債権譲渡人の下請企業への適切な支払の確保を目的としたものであることを前提に、市が本債権譲渡を承諾するものであることを承知いたしております。
- 6 債権譲渡人と債権譲受人との間の取引に関し必要な既済部分の確認は、債権譲渡人及び債権譲受人が責任を持って厳正に行います。
- 7 債権譲渡人及び債権譲受人は、工事請負契約に基づき市が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 債権譲渡の承諾を得た後は、譲渡対象債権の請求は債権譲受人が行い、債権譲渡人は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、債権譲渡人は工事請負契約書の条項等を遵守します。
- 10 本件に関する債権譲受人の連絡先及び担当者
所属
職・氏名
電話番号